

1 あっせん

	質 問	回 答	関連資料
1	JETALT の雇用主はどの団体になるのでしょうか。	雇用主は各学校法人となります。 あっせんは三省およびCLAIRで行いますが、雇用契約は学校法人とJET ALT 間で交わされます。従いまして、JET ALT の雇用管理、社会保険料の手続きや給与支払いは、学校法人の責任においてご対応ください。	
2	JET 参加予定者が参加を辞退することはあるのでしょうか。また、その場合、補充は行われるのでしょうか。	JET 参加予定者の様々な事情によって、CLAIR からの通知により変更されることがあります。 この場合、再あっせんが行われますが、場合によっては複数回行われることもあります。 また、あっせんが一定期日を過ぎると、A/B 日程とは異なる日程で来日することとなります。	
3	JET ALT との間に何らかの不一致がある場合、雇用期間の途中で終了することはできるのでしょうか。	日常業務やチームティーチングの取組みのなかで JET ALT との信頼醸成を進めていただくようお願いします。 事情の如何を問わず、雇用期間途中で退職に至った場合は、所定の様式で速やかに中高協会に連絡する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・任用団体マニュアル「第 3 章 受入事務:3-0 一般的事項」、「第 5 章 サポート・緊急事態:5-1 サポート」 ・担当者ハンドブック ・質疑応答集「9職場関係」
4	学校で採用する過程において健康診断を行う必要があるのでしょうか。	JET 参加者は、CLAIR が定める要件を満たした健康診断書(医師が記入)を在外公館へ提出します。そのため、受入前の健康診断を行う必要はありません。 なお、JET 参加者は任用団体が雇用する労働者となりますので、 <u>雇用期間中は労働安全衛生法の規定に基づき、定期健康診断を実施する必要があります。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・任用団体マニュアル「第 2 章 募集、あっせん:6.(無) 犯罪証明書及び健康診断書の提出」 ・質疑応答集 9-10「健康診断について」
5	中学 1 名、高校 1 名と配置されている場合、学校側の裁量で 2 名ともいづれかに配置することは可能でしょうか。	中学 1 名、高校 1 名を配置してください。ただし、国際交流の観点から、イベント等において、幼稚園や小学校等各学校にスポット的にご活用頂くことは可能です。	
6	JET ALT が学校や私生活に関する相談をしやすい態勢づくりを、学校で行うにはどうすればよいのでしょうか。	英語科の先生方だけでなく多くの方と接点を持ち、お互いを理解しあうことが学校との信頼関係には不可欠と考えられます。事務部でも JET ALT の持っている情報や業務内容を把握していただき、ご支援いただきますようお願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・任用団体マニュアル「第 3 章 受入事務:(1)受入体制」 ・担当者ハンドブック